

別 紙

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 2 節 不動産所得及び事業所得	第 2 節 不動産所得及び事業所得
第 1 款の 2 減価償却の特例	第 1 款の 2 減価償却の特例
<u>第10条の 5 の 2 ((国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u>	(新 設)
<u>第10条の 5 の 3 ((特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u>	(新 設)
<u>第10条の 5 の 4 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</u>	(新 設)
第 2 節 不動産所得及び事業所得	第 2 節 不動産所得及び事業所得
第 1 款 税額控除	第 1 款 税額控除
第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係	第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係
<u>(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</u>	(新 設)
<u>10—9 措置法令第 5 条の 3 第12項第 3 号又は第 7 号の規定の適用上、個人と共同し又は個人から委託を受けて試験研究を行う者が、年の中途において同項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号に規定する特定中小企業者に該当しないこととなった場合には、当</u>	

該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、措置法第10条第8項第3号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し又は個人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第12項第3号に規定する他の者又は同項第7号に規定する特定中小企業者に該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用の全額が、措置法第10条第8項第3号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10—10 措置法令第5条の3第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第1款の2 減価償却の特例

第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共—2 措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10—9 措置法令第5条の3第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第1款の2 減価償却の特例

第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共—2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定

償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の5（（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5—3 措置法第10条の5第2項第6号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第10条の5の2（（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（生産等設備の範囲）

10の5の2—1 措置法第10条の5の2第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のよう、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の5（（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5—3 措置法第10条の5第2項第5号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

（新 設）

（新 設）

(注) 1 一棟の建物が事務所用と店舗用に共用されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるもの（以下この項において「共用資産」という。）については、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

2 個人がその有する共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の事業の用に供される部分とに合理的に区分し、これに基づいて措置法第10条の5の2第1項に規定する生産等資産（以下第10条の5の2関係において「生産等資産」という。）の取得価額の合計額及び同項に規定する比較取得資産総額を計算している場合には、(注) 1にかかわらず、継続適用を条件としてこれを認める。

(生産等資産の取得価額の合計額が償却費基準等を満たすかどうかの判定)

(新 設)

10の5の2—2 生産等資産で当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額が措置法第10条の5の2第1項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額」及び「当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかについては、当該生産等資産のうちに他の特別償却等の規定（同項及び同条第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。

(国庫補助金等をもって取得等した生産等資産の取得価額)

(新 設)

10の5の2—3 生産等資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項若しくは第37条の5第2項の規定により同法第10条の5の2の規定の適用がないこととされるものがある場合において、当該生産等資産で当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額が同条第1項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額」及び「当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

<u>(注) 法第42条の規定の適用を受けた生産等資産が措置法第10条の5の2第1項に規定する機械等（以下第10条の5の2関係において「機械等」という。）に該当する場合には、同項の規定による特別償却又は同条第3項の規定による所得税額の特別控除の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。</u>	
<u>(機械等の範囲)</u> <u>10の5の2—4 機械等には、措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項又は第37条の5第2項の規定により同法第10条の5の2の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</u>	(新 設)
<u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>10の5の2—5 措置法第10条の5の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械等が専ら当該個人のためにする国内における製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械等は国内にある当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u>	(新 設)
<u>(機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u> <u>10の5の2—6 個人が機械等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった機械等に係る措置法第10条の5の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u>	(新 設)
<u>(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)</u> <u>10の5の2—7 措置法令第5条の6の2第6項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u>	(新 設)
<u>第10条の5の3（（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</u>	(新 設)

<u>(特定中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u> <u>10の5の3—1 措置法第10条の5の3第1項に規定する「特定中小企業者」に該当する個人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の3関係において「取得等」という。）をした経営改善設備（同項に規定する「経営改善設備」をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u>	(新 設)
<u>(国庫補助金等をもって取得等した経営改善設備の取得価額)</u> <u>10の5の3—2 措置法令第5条の6の3第2項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u>	(新 設)
<u>(主たる事業でない場合の適用)</u> <u>10の5の3—3 個人の営む事業が措置法第10条の5の3第1項に規定する事業（以下第10条の5の3関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u>	(新 設)
<u>(事業の判定)</u> <u>10の5の3—4 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u>	(新 設)
<u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)</u> <u>10の5の3—5 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第10条の5の3の規定を適用する。</u>	(新 設)
<u>(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u> <u>10の5の3—6 個人が経営改善設備を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該経営改善設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第10条の5の3</u>	(新 設)

第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

(新 設)

10の5の3—7 措置法令第5条の6の3第5項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の5の4((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(新 設)

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

(新 設)

10の5の4—1 措置法第10条の5の4第1項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

(新 設)

10の5の4—2 措置法令第5条の6の4第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

(新 設)

10の5の4—3 措置法第10条の5の4第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（次項において「給与負担金の額」という。）

(出向先法人等が支出する給与負担金)

10の5の4—4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(控除可能期間の判定)

10の6—1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。
(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

〔共通事項〕

11—5 削 除

(新 設)

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(控除可能期間の判定)

10の6—1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。
(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額、平成22年分繰越税額控除限度超過額、平成23年分繰越税額控除限度超過額、繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

〔共通事項〕

(附属機器等の同時設置の意義)

11—5 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号及び第2号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の告示。以下11—8において「告示」という。)別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるもの

〔公害防止設備〕

（中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合）

11—8 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号の別表一に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「建物等」という。）の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第11条第1項の表の第1号に掲げる機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係）

（生産等設備等の範囲）

12—1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第4項、第6項、第8項若しくは第10項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。
措置法令第6条の3第14項又は第17項に規定する設備についても、同様とする。

（適用対象地区が重複する場合の選択適用）

12—2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）

とする。

〔公害防止設備〕

（中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合）

11—8 告示別表一に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「建物等」という。）の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第11条第1項の表の第1号に掲げる機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係）

（生産等設備の範囲）

12—1 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第5項、第8項、第10項若しくは第12項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（適用対象地区が重複する場合の選択適用）

12—2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同条の規定を適用することができることに留意する。

（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）

12—3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定（措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか又は同条第14項若しくは第17項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）

12—4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項若しくは第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか又は同条第14項若しくは第17項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

（注） 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等に該当する場合には、これらの規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

12—3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）

12—4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第2項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

（注） 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)

12—5 措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等には、同法第33条の6第2項、第37条の3第2項又は第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12—8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第5項、第7項及び第9項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
 - (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12—10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。
措置法第12条第3項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12—11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか又は同条第14項若しくは第17項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(工業用機械等の範囲)

12—5 措置法第12条第1項に規定する工業用機械等には、同法第33条の6第2項、同法第37条の3第2項又は同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12—8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第7項、第9項及び第11項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
 - (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(特別償却の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12—10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12—11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の範囲)

12—12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区若しくは地域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区（以下この項及び12—13において「特定地域」という。）内において行う事業が同条第1項の表の各号の第2欄又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下この項及び12—13において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12—13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第12条第1項の表の各号の第2欄に掲げる製造の事業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

第14条((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却))関係

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)

(指定事業の範囲)

12—12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域（以下この項及び12—13において「特定地域」という。）内において行う事業が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業（以下この項及び12—13において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12—13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同項の表の各号の第2欄に掲げる製造の事業に該当しない。

第14条((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却))関係

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)

14—1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅（以下第14条関係において「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期）

14—3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、措置法第14条第1項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年については、当該各独立部分の全てについて同項の規定の適用がないことに留意する。

第14条の2（（特定再開発建築物等の割増償却））関係

（特定再開発建築物等の範囲）

14の2—1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定再開発建築物等（以下第14条の2関係において「特定再開発建築物等」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物等については適用がないことに留意する。

14—1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅（以下14—6までにおいて「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に取得又は新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に取得又は新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古家屋については適用がないことに留意する。

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期）

14—3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年については、当該各独立部分の全てについて同項の規定の適用がないことに留意する。

第14条の2（（特定再開発建築物等の割増償却））関係

（特定再開発建築物等の範囲）

14の2—1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる特定再開発建築物等（以下14の2—9までにおいて「特定再開発建築物等」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物については適用がないことに留意する。

（注） 措置法第14条の2第2項第3号に掲げる特定再開発建築物等で措置法令第7条の2第5項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、同項各号の要件を満たすその増改築に係る部分に限り、措置法第14条の2第1項の規定の適用があることに留意する。

(廃 止)

(昇降機の設置されている建築物の範囲)

14の2—4 措置法令第7条の2第5項第2号に規定する昇降機が設置されている特別
特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごと
に一以上設置している建築物に限られることに留意する。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、
車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使
用者用浴室等がある階

(2) 直接地上へ通ずる出入口がある階

(注) 1 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、
身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受け
た計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後
のもの）に係る同法第2条第17号に規定する特別特定建築物に該当する場合であ
っても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第7条の2第5項第2号に規定
する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2第1
項の規定の適用がないことに留意する。

2 措置法令第7条の2第5項第2号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、
それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意す
る。

(1) 本文の一以上設置すべきこととされているエレベーター

イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 高齢者、障害者等が円滑に
利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関
する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第7条第5項及び第6
項に規定する事項

ロ 主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条によ
り読み替えて適用される基準省令第7条第3項に規定する事項及び同条第6
項（視覚障害者が利用するエレベーターに限る。）に規定する事項

(2) (1)のエレベーター以外のエレベーター

イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み
替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項及び同条第4項に規
定する事項

(廃 止)

(用途変更等があった場合の適用)

14の2—4 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けた建築物等につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物等が同条第2項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 用途変更等があったことにより同条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。

(廃 止)

(資本的支出)

14の2—5 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(相続により特定再開発建築物等を承継した者に対する取扱い)

14の2—6 特定再開発建築物等を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）

ロ 主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項

(建物の一部が要件該当特別特定建築物である場合の取扱い)

14の2—5 一の建物が措置法第14条の2第2項第3号の規定に該当する特別特定建築物（以下この項において「要件該当特別特定建築物」という。）に該当する部分と要件該当特別特定建築物以外の部分から成っている場合には、当該要件該当特別特定建築物に該当する部分についてのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。

(用途変更等があった場合の適用)

14の2—6 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けた建築物等につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物等が同条第2項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 用途変更等があったことにより同条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。

(床面積の意義)

14の2—7 措置法令第7条の2第5項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(資本的支出)

14の2—8 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出（増築に係るものを除く。以下同じ。）がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(注) 措置法令第7条の2第6項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第5項に定める要件を満たす必要があることに留意する。

(相続により特定再開発建築物等を承継した者に対する取扱い)

14の2—9 特定再開発建築物等を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）

により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定再開発建築物等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定再開発建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定再開発建築物等に係る償却費の額の計算につき措置法第14条の2第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第6節 その他の特例

第41条の19の4((認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の4—4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10条の2に規定する特例を含む。)
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の2の規定による国内の設備投資額が増加した場合の所得税額の特別控除

により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定再開発建築物等を引き続き有していたものとみなし、同条第1項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定再開発建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定再開発建築物等に係る償却費の額の計算につき同条第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第6節 その他の特例

第41条の19の4((認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の4—4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10条の2に規定する特例を含む。)
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除

(8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除

(9) 措置法第10条の5の4の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除

(10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）

(11) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

(12) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

(13) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

(14) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

(15) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

(16) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

(17) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除

(18) 法第95条の規定による外国税額控除

附 則

(経過的取扱い)

この法令解釈通達による改正後の10の5－3及び10の6－1の取扱いについては、平成26年1月1日以後適用する。

(7) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）

(8) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

(9) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

(10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

(11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

(12) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

(13) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

(14) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除

(15) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除

(16) 法第95条の規定による外国税額控除